

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

条例を施行する上での細部については、京都府食の安心・安全推進条例施行規則で定めることを明らかにしています。

(解説)

規則の内容と関係する条例の規定は、以下のとおりです。

規則	規 定 内 容	条例の規定
1条	遺伝子組換え食用作物の栽培の内容を周知させる対象者	18条1項
2条	遺伝子組換え食用作物の栽培についての知事への報告事項 報告書の様式（別記第1号様式）	18条3項
3条	立入検査の身分証明書の様式（別記第2号様式）	20条2項
4条	措置勧告を行う際の公表の方法	21条1項
5条	施策提案書の様式（別記第3号様式）	23条1項
	施策検討結果通知書の様式（別記第4号様式）	23条2項
6条	審議会の会長の職務等	25条
7条	審議会の会議手続	25条
8条	審議会の部会	25条
9条	審議会の庶務	25条
10条	会長への委任事項	25条